平成２７年（再イ）第３０８号
福岡市東区雁の巣２丁目３番４号
再生債務者　山本　直樹
1　決議に付する再生計画案　平成28年２月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月４日まで
平成28年３月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再イ）第１６号
山口県下松市大字山田263番地18
再生債務者　廣野　真仁
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月11日まで
平成28年３月14日　山口地方裁判所周南支部

平成２７年（再イ）第１７号
山口県周南市月丘町１丁目10番地　徳山医師会病院月丘住宅203号
再生債務者　古谷　謙次
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月11日まで
平成28年３月14日　山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第７号
岡山県赤磐市小原215番地
再生債務者　瀬尾　浩史
1　決定年月日時　平成28年３月14日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月８日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月18日から平成28年４月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第１００１３号
東京都八王子市上恩方町357番地１
再生債務者　小野　隆一
1　決定年月日時　平成28年３月14日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月11日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月25日から平成28年５月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１００１１号
東京都武蔵村山市大南３丁目37番地の21
再生債務者　八巻　幸治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月４日まで
平成28年３月14日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（再ロ）第３号
三重県鈴鹿市郡山町663番地の577
再生債務者　松島　敏哉
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年２月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月４日まで
平成28年３月14日　津地方裁判所再生係

平成２７年（再ロ）第１号
福岡県直方市大字上新入1956番地３
再生債務者　能美　直芳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月４日まで
平成28年３月14日　福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（再ロ）第５３号
大阪府豊中市服部元町１丁目10番25―504号
再生債務者　一森　正義
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月８日まで
平成28年３月11日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号
岡山県玉野市明神町15番９号
再生債務者　西尾　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年１月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月10日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再ロ）第１００３０号
東京都江東区扇橋２－９―10―504
再生債務者　菅野　幸宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再ロ）第９号
北九州市若松区青葉台南２丁目23番９号（ヴァンヴェール青葉台Ⅰ　B201号）
再生債務者　比屋根康仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（再ロ）第１０号
名古屋市南区本城町２丁目12番地の５
再生債務者　横山　卓児
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月10日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再ロ）第１００５号
長崎県長崎市大橋町24番19―601号
再生債務者　山本　　優
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月11日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１２号
宮城県宮城郡利府町葉山１丁目８番地４
再生債務者　緒方　信行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月11日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第２号
栃木県那須塩原市三区町585番地41
再生債務者　鈴木　文明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月14日
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２７年（再ロ）第４号
愛知県高浜市八幡町３丁目１番地５（３―203）
再生債務者　元木　　順
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月14日
名古屋地方裁判所岡崎支部

会社その他の公告

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社カマタ（住所東京都品川区東大井二丁目六番一号）に対して当社のカプセル製造装置事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年三月十一日
掲載頁　八十四頁（号外第五十五号）
平成二十八年三月二十三日
東京都品川区東大井二丁目六番一号
株式会社カマタ
代表取締役　鎌田　泉